

# 第48回 定時株主総会 招集ご通知

## 開催日時

2021年6月19日（土曜日）午前10時

## 開催場所

名古屋市中区栄三丁目15番33号  
栄ガスビル 5階 キングルーム

※末尾の株主総会会場のご案内図をご参照ください。

## 議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）  
5名選任の件  
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件  
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）  
の報酬等の額決定の件  
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定  
の件

## 【株主様へのお願い】

新型コロナウイルスの接触感染防止のため、本総会開催場所においては、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数に制限があります。つきましては、入場制限をさせていただく場合及び入場いただけない可能性があります。あらかじめご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

また、本総会におきましては、ご出席に代えて、極力、書面により、事前に議決権を行使くださいますよう株主の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、ご出席される株主様におかれましては、入場前の消毒液での手の消毒と会場内でのマスク着用とにご理解とご協力をお願い申し上げます。

## 【当社の対応について】

- ・登壇役員及び運営スタッフは、事前に検温を実施して体調確認のうえ、マスク着用で対応させていただきます。
- ・会場入口付近に消毒液を設置させていただきます。
- ・粗品の配布、当社カタログ等の展示は中止させていただきます。

## 目次

第48回定時株主総会招集ご通知	1
添付書類	
事業報告	2
連結計算書類	14
計算書類	22
監査報告書	30
株主総会参考書類	36

株式会社 NITTOH

（登記社名 株式会社ニットー）

証券コード：1738

## 株 主 各 位

名古屋市中川区広川町三丁目1番地8  
株式会社NITTOH  
(登記社名 株式会社ニットー)  
代表取締役社長 中野英樹

### 第48回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、当社第48回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、**新型コロナウイルス感染症の感染への懸念が継続している状況でございます。株主様には、感染予防の観点から健康状態にかかわらず、可能な限り株主総会への来場はお控えいただき、書面により事前に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。**

書面により議決権を行使していただくにあたりましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月18日（金曜日）午後5時までには到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

#### 記

1. 日 時 2021年6月19日（土曜日） 午前10時
2. 場 所 名古屋市中区栄三丁目15番33号  
栄ガスビル 5階 キングルーム  
(末尾の株主総会会場のご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第48期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第48期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件決議事項
  - 第1号議案 剰余金の処分の件
  - 第2号議案 定款一部変更の件
  - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
  - 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
  - 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
  - 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト（<http://www.nittoh-info.co.jp/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長期化し、企業収益の業種間での格差拡大やそれに伴う雇用、所得環境の低迷など、さまざまな経済活動が不安定な状態で推移いたしました。また、一時的には回復の兆しも見えましたが、足元では感染症が再拡大しており、収束時期が見通せないなかで先行き不透明な厳しい状況が続いております。また、海外においても新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長期化しており、景気下振れリスク、政策動向による不確実性、金融市場の下振れリスクが、今後、さらにわが国へ与える影響も懸念されております。

住宅・建設業界におきましては、政府による社会経済活動レベルの引き上げ、住宅取得促進に対する諸政策が実施されているものの、2019年10月の消費税増税以降、個人消費者の住宅に対する消費マインドが低下する厳しい状況下にあるなか、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、その厳しさに追い打ちをかける状況となりました。

このような経済状況のもとで、当社グループの建設工事業において、2020年5月の緊急事態宣言の解除後は通常の事業活動への回復に努めましたが、新築着工件数の減少による新築建設物向けの工事件数の減少、緊急事態宣言の発出に伴う営業活動の自粛、感染予防対策の徹底による活動制限などのさまざまな要因の影響により、業績確保は厳しい状況となりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は8,618百万円(前年同期比4.9%減)、営業利益は331百万円(前年同期比3.7%減)、経常利益は360百万円(前年同期比0.1%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は240百万円(前年同期比3.4%減)となりました。

なお、部門別の状況は、次のとおりであります。

#### ① 建設工事業

建設工事業は、住宅の新築を含めた各種住宅リフォーム、集合住宅やマンションなどの中規模建設物の補修・修繕工事、中古マンション、中古戸建住宅のリノベーション再販、FRP防水、シート防水等の各種防水工事、ガス設備工事及び太陽光発電システム設置工事を中心としております。

緊急事態宣言の解除後も感染予防対策を実施しながら活動制限があるなかで、延期されていた工事物件の完成や中規模リフォーム工事の受注確保に注力しましたが、消費税増税後の新築着工件数の減少による新築建設物向けの工事件数の減少、緊急事態宣言の発出による取引先からの新規商談・工事施工の自粛要請に伴う受注件数の減少を補うまでには至らず、業績確保は厳しい状況となりました。

以上の結果、建設工事業の売上高は5,852百万円(前年同期比5.5%減)、営業利益247百万円(前年同期比22.4%減)となりました。

## ② 住宅等サービス事業

住宅等サービス事業は、住宅の保護という観点から、特に床下環境の改善及びシロアリ対策を中心としております。

緊急事態宣言の解除後も活動制限があるなかで、新規のシロアリ対策の物件確保に努めましたが、緊急事態宣言の発出による取引先からの販売促進活動の自粛要請、自粛に伴う受注件数の減少を補うまでには至らず、業績確保は厳しい状況となりました。

以上の結果、住宅等サービス事業の売上高は1,097百万円(前年同期比5.5%減)、営業利益は157百万円(前年同期比2.5%増)となりました。

## ③ ビルメンテナンス事業

ビルメンテナンス事業は、首都圏のビルの窓及び外壁のクリーニング、マンション、公共施設などの清掃管理サービスを中心としております。

清掃管理サービスは、緊急事態宣言の解除後は通常の作業活動への回復に努めましたが、取引先の要請による建物への入場制限などの影響もあり、業績確保は厳しい状況となりました。なお、利益面では前期に実施した所有不動産の修繕が無かったことなどで販売費及び一般管理費が減少したことから、増加いたしました。

以上の結果、ビルメンテナンス事業の売上高は1,668百万円(前年同期比2.7%減)、営業利益は146百万円(前年同期比38.1%増)となりました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は2億3千万円であり、その主なものは、岐阜営業所の新事務所建設及びリフォーム店舗の新事務所建設用地の取得に伴う支出などです。なお、これらの設備投資資金は、自己資金及び借入金でまかなっております。

### (3) 資金調達状況

特記すべき事項はありません。

### (4) 対処すべき課題

日本の景気動向は、新型コロナウイルス感染状況により、国内外の様々な経済活動が影響を受け、先行きの不透明な厳しい状況が続くものと思われます。住宅・建設業界でも、感染拡大により、経済活動への制約や需要動向が大きく影響され、今後の動向を注視する必要がありますと思われる。

一方で、ワクチン接種で先行する諸外国において経済活動が正常に戻りつつある傾向も見られ、中国や米国といった国々の経済状況に牽引される形で日本経済の景気動向も上向く状況も予想されます。また、温暖化対策が、対策の遅れている日本にとって大きな課題となり、住宅・建設業界においても、エネルギー政策の動向に大きく影響を受けるものと思われます。

少子高齢化は着実に進行しており、新築着工件数の減少、既存建設物のリフォーム・リニューアルによる再利用という大きなトレンドは継続しており、また、働き手の不足は、景気動向が上向くと、再び大きな問題として浮上してくるものと思われます。

当社グループとして、そうした状況のなか、継続して環境に配慮した建設物のリフォーム・リニューアルに尽力し、太陽光発電や蓄電池といったエネルギー問題にも取り組み、住宅・非住宅とも大型工事への対応力、提案力を高めてまいります。当社グループ全体で、元請け、ルート対応とも営業販路の拡充に努め、今後の継続的成長に向けて、努めてまいります。

昨年度も引き続き、岐阜営業所の建設・転居、リフォーム店舗の新事務所用地の取得を行い、効率的な業務運営のできる体制づくりへの投資を継続して行ってまいりました。今後も長期的な視野に立ち、人材採用、社員教育には継続して取り組み、協力業者の発掘、育成も含め、より強固な体制づくりに尽力いたします。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第45期 2018年3月期	第46期 2019年3月期	第47期 2020年3月期	第48期 (当連結会計年度) 2021年3月期
売上高(百万円)	8,365	8,884	9,066	8,618
経常利益(百万円)	418	343	360	360
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	278	221	248	240
1株当たり当期純利益	68円82銭	54円74銭	61円37銭	59円28銭
総資産(百万円)	5,245	5,852	5,913	6,339
純資産(百万円)	3,161	3,335	3,527	3,733

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社ビルワーク	千円 10,000	% 100.0	ビルの窓、外壁のクリーニング作業 マンション、福祉施設などの清掃管 理業務

(注) 日本住宅耐震補強株式会社は、当連結会計年度において清算結了いたしました。

### ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

## (7) 主要な事業内容

事業	事業内容
建設工事事業	ガス関連各種住宅設備工事(主に温水床暖房工事) 太陽光発電システム設置工事 その他一般住宅設備工事(空調及び各種冷暖房工事) 各種建築及びリフォーム工事 戸建注文住宅建築工事、設計、施工管理 土地などの不動産物件の販売、仲介、斡旋 FRP防水・シート防水、改修防水及びその他各種防水工事
住宅等サービス事業	シロアリ予防、駆除、再予防作業、防湿及び防湿剤作業 ハウスクリーニング作業
ビルメンテナンス事業	ビルの窓、外壁のクリーニングサービス マンション、公共施設などの清掃管理サービス

## (8) 主要な営業所等

## ① 当社

名称	所在地	名称	所在地
本社	名古屋市中川区	三河営業所	愛知県岡崎市
春日井事業所	愛知県春日井市	セブンハウス事業部	愛知県岡崎市
東京中央営業所	東京都台東区	名古屋営業所	名古屋市中川区
東京西営業所	東京都町田市	岐阜営業所	岐阜県各務原市
甲信営業所	長野県松本市	京滋営業所	滋賀県栗東市
静岡営業所	静岡市駿河区	奈良営業所	奈良県磯城郡三宅町
北陸営業所	石川県金沢市	阪神営業所	大阪府豊中市

## ② 子会社

名称	所在地
株式会社ビルワーク	東京都台東区

(注) 日本住宅耐震補強株式会社は、当連結会計年度において清算終了いたしました。

## (9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
423名	13名増	42.3歳	11.0年

(注) 従業員数には嘱託者21名が含まれております。

## (10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	300,000千円
株式会社愛知銀行	200,000千円

## 2. 会社の株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 13,400,000株
- ② 発行済株式の総数 4,060,360株(自己株式7,257株を含む。)
- ③ 当事業年度末の株主数 899名
- ④ 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
株式会社ナカノコーポレーション	1,080,000株	26.64%
堀 由 紀 子	520,000	12.82
奥 田 清 人	240,000	5.92
N I T T O H 社員持株会	169,900	4.19
堀 裕 紀	149,000	3.67
株式会社三菱UFJ銀行	90,000	2.22
株式会社愛知銀行	82,000	2.02
内 藤 征 吾	81,400	2.00
東邦瓦斯株式会社	60,000	1.48
住化エンバイロメンタルサイエンス株式会社	60,000	1.48

(注) 持株比率は、自己株式(7,257株)を控除して計算しております。

## 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	中野英樹	経営統括 株式会社ビルワーク 代表取締役社長
取 締 役	伊藤寿朗	総務、経理、財務、IR、法務担当 経理部長
取 締 役	鈴村和也	建設事業部長、住宅メンテナンス事業部長
取 締 役	浅野章人	総務部長、営業推進部長
取 締 役	小林祐司	設備事業部長
常勤監査役	加藤敬三	
監 査 役	長谷川敏也	公認会計士、税理士 税理士法人アズール 代表社員
監 査 役	矢崎信也	弁護士 ひのき総合法律事務所 パートナー 株式会社ソトー 社外監査役 株式会社サカイホールディングス 社外取締役

- (注) 1. 監査役長谷川敏也及び矢崎信也の両氏は社外監査役であります。
2. 監査役長谷川敏也氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査役矢崎信也氏は、弁護士の資格を有しており、弁護士として法令についての高度な能力・見識等を有するものであります。
4. 当社は、監査役長谷川敏也氏を、株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。
5. 2020年6月20日開催の第47回定時株主総会において、浅野章人氏及び小林祐司氏の各氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
6. 2020年6月20日開催の第47回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により、常務取締役藤岡泰典氏が退任いたしました。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

これにより、各社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度となります。

### (3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	固定報酬
取 締 役	6名	36,120千円
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	7,920千円 (4,080千円)
合 計	9名	44,040千円

- (注) 1. 上記には、2020年6月20日開催の第47回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 株主総会の決議（1998年9月1日開催の臨時株主総会決議）による取締役報酬限度額（使用人兼務取締役の使用人分の給与を除く。）は年額100,000千円であり、監査役報酬限度額は年額30,000千円であります。当該決議に係る取締役の員数は10名、監査役の員数は4名であります。
3. 上記の金額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。
4. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項  
 当事業年度においては、2020年6月20日開催の取締役会において代表取締役中野英樹に取締役の個人別の報酬等の決定を委任する旨の決議をし、決定しております。その権限の内容は、各取締役の固定報酬の額であります。  
 これらの権限を委任した理由は、当社の規模、会社全体の業績を考慮し、公正かつ公平に各取締役の担当業務の評価を行うには、代表取締役がもっとも適しているからであります。

### (4) 社外役員に関する事項

#### ① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該兼職先との関係
社外監査役	長谷川 敏 也	税理士法人アズール	代表社員	当社と税理士法人アズールとの間に重要な取引その他の関係はありません。
社外監査役	矢 崎 信 也	ひのき綜合法律事務所	パートナー	当社とひのき綜合法律事務所との間に重要な取引その他の関係はありません。
		株式会社ソトー	社外監査役	当社と株式会社ソトーとの間に重要な取引その他の関係はありません。
		株式会社サカイホールディングス	社外取締役	当社と株式会社サカイホールディングスとの間に重要な取引その他の関係はありません。

## ② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外監査役	長谷川 敏也	当事業年度開催の取締役会には、14回開催のうち全てに、また、監査役会には、10回開催のうち全てに出席し、公認会計士及び税理士としての豊富な経験と専門的見地から意見を述べるなど、種々発言を行いました。
社外監査役	矢崎 信也	当事業年度開催の取締役会には、14回開催のうち全てに、また、監査役会には、10回開催のうち全てに出席し、弁護士としての豊富な経験と専門的見地から意見を述べるなど、種々発言を行いました。

## 5. 会計監査人の状況

## (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

## (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 21,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画の内容、会計監査人の職務遂行状況、報酬額の見積りの算定根拠などの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

## (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び従業員の職務執行が法令、定款、社内規程ほかを遵守し、適正かつ健全に行われるようにするための体制を強化いたします。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、「取締役会規程」、「職務権限規程」及び「文書管理規程」に従って、取締役会議事録、稟議書などの重要書類、決裁書類を適切に保存及び管理し、取締役、監査役、内部監査室が適宜これらを閲覧できることといたします。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のリスク管理体制につきましては、取締役会、監査役会、内部監査室が連携し、経営活動に重大な影響を及ぼす懸念のあるリスクを迅速に認識できるような体制づくりに努めます。また、具体的な対応については、その必要度に応じて、弁護士、監査法人、税理士などの専門家と協議し、迅速かつ適切な対処ができるような体制づくりに努めます。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、毎月1回以上の定例取締役会及び必要に応じて臨時取締役会を開催して、重要事項を決定しており、経営判断の迅速化、経営の意思決定、監督機能の強化に努めております。また、監査役は、毎月1回以上の定例取締役会及び臨時取締役会に出席するほか、必要に応じて社内の重要会議に出席するなどして、取締役の職務執行を監視しております。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社子会社は、代表取締役社長が統括しております。子会社の業績報告を定期的を実施しており、円滑な情報の収集、伝達に努めております。

当社子会社のリスク管理体制につきましては、当社の取締役会、監査役会、内部監査室が連携し、経営活動に重大な影響を及ぼす懸念のあるリスクを迅速に認識できるような体制づくりに努めます。

当社子会社は、毎月1回以上の定例取締役会及び必要に応じて臨時取締役会を開催して、重要事項を決定しており、経営判断の迅速化、経営の意思決定、監督機能の強化に努めております。

当社子会社は、取締役及び従業員の職務執行が法令、定款、社内規程ほかを遵守し、適正かつ健全に行われるようにするための体制を強化いたします。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

当社は、監査役会の職務を補助すべき従業員を配置していませんが、監査業務の充実のために、必要に応じて、取締役会と監査役会との協議のうえ、補助業務を担当する従業員を配置することといたします。

⑦ 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前項の従業員の評価、人事異動、待遇などについては、取締役会と監査役会とが意見交換を実施し、監査役会の承諾を得ることとします。

⑧ 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社及び当社子会社の取締役及び従業員は、職務執行に関して重大な法令違反、定款違反、又は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実などを知ったときは、直ちに監査役に報告することとします。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役社長、内部監査室、監査法人との間で定期的に意見交換を実施し、意思の疎通、連携の強化を図ることとします。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制整備

当社は、社会的秩序や市民生活の安全、健全な企業活動に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することを基本方針としております。また、必要な対応については、外部研修への参加による啓蒙や、警察や顧問弁護士など外部専門家と連携、相談を速やかに実施することとしており、組織的な対応ができる体制づくりをしております。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社における業務の適正を確保するための体制といたしましては、取締役会、監査役会、内部監査室で、それぞれ実施しております。

取締役会は、取締役5名で構成しており、毎月1回以上の定例取締役会及び必要に応じて臨時取締役会を開催して、重要事項を決定しております。

監査役会は、監査役3名（うち、社外監査役2名）で構成しております。監査役のうち、半数以上を社外監査役とすることで、独立性を強化しております。監査役3名は、毎月1回以上の定例取締役会及び臨時取締役会に出席するほか、必要に応じて社内の重要会議に出席するなどして、取締役の職務執行を監視しております。年間を通じて実施されている内部監査の結果や必要に応じて実施される監査役監査の結果について、代表取締役社長や監査法人との間で意見交換を実施し、意思の疎通、連携の強化を図っております。

当社の子会社の業務の適正を確保するための体制といたしましては、当社の代表取締役社長がグループ会社の代表取締役社長を兼務しており、定例取締役会及び必要に応じて臨時取締役会に出席して、重要事項の決定及び当社への報告を実施しております。

また、内部統制システムの整備の状況は、社内に代表取締役社長直属の内部監査室(専任者1名)を設置しており、従業員の日常業務遂行につきましては、社長指示のもとで年間を通じ、当社各部門及びグループ会社も含めた内部監査を実施し、内部統制の強化に努めております。

さらに、リスク管理体制につきましては、取締役会、監査役会、内部監査室が連携し、リスク管理に努めており、必要に応じて、事業運営上の検討事項及び診断等については、弁護士、監査法人、税理士などの専門家と協議し、随時適切なアドバイスを受けております。

---

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>3,481,527</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,862,182</b>
現金及び預金	1,326,293	支払手形及び買掛金	782,128
受取手形及び売掛金	1,162,355	短期借入金	510,000
たな卸資産	913,312	1年内返済予定の長期借入金	70,392
その他	79,866	未払法人税等	76,814
貸倒引当金	△300	賞与引当金	107,520
		完成工事補償引当金	28,800
		その他	286,528
<b>固 定 資 産</b>	<b>2,858,375</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>744,628</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>2,429,430</b>	長期借入金	188,824
建物及び構築物	970,159	退職給付に係る負債	394,706
機械装置及び運搬具	4,516	長期未払金	9,840
土地	1,445,020	その他	151,258
その他	9,734		
		<b>負 債 合 計</b>	<b>2,606,811</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>8,527</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
ソフトウェア	786	<b>株 主 資 本</b>	<b>3,680,494</b>
その他	7,741	資 本 金	186,072
		資 本 剰 余 金	145,813
<b>投資その他の資産</b>	<b>420,418</b>	利 益 剰 余 金	3,350,492
投資有価証券	103,304	自 己 株 式	△1,883
繰延税金資産	178,923	その他の包括利益累計額	52,598
その他	138,610	その他有価証券評価差額金	52,598
貸倒引当金	△420		
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>3,733,092</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>6,339,903</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>6,339,903</b>

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		8,618,898
売上原価		6,395,671
売上総利益		2,223,227
販売費及び一般管理費		1,891,357
営業利益		331,870
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,551	
受取手数料	4,319	
受取保険金	5,474	
その他の	35,867	47,212
営業外費用		
支払利息	3,844	
その他の	14,576	18,420
経常利益		360,662
税金等調整前当期純利益		360,662
法人税、住民税及び事業税	122,289	
法人税等調整額	△1,887	120,401
当期純利益		240,260
親会社株主に帰属する当期純利益		240,260

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	186,072	145,813	3,162,922	△1,883	3,492,923
当 期 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△52,690		△52,690
親会社株主に帰属する当期純利益			240,260		240,260
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)					—
当期中の変動額合計	—	—	187,570	—	187,570
当 期 末 残 高	186,072	145,813	3,350,492	△1,883	3,680,494

	その他の包括利益累計額	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
当 期 首 残 高	34,593	3,527,517
当 期 中 の 変 動 額		
剰 余 金 の 配 当		△52,690
親会社株主に帰属する当期純利益		240,260
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)	18,004	18,004
当期中の変動額合計	18,004	205,574
当 期 末 残 高	52,598	3,733,092

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数            1 社

主要な連結子会社の名称

株式会社ビルワーク

なお、日本住宅耐震補強株式会社は清算したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社に該当する会社はありません。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

販売用不動産……………個別法

原材料……………総平均法

未成工事支出金……………個別法

及び仕掛品……………

貯蔵品……………最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

建物及び構築物……………定額法

その他の有形固定資産……………定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物            10～38年

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

② 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいておりません。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額を計上しております。

完成工事補償引当金……………完成工事及び住宅等サービスに係る瑕疵担保の費用等に備えるため、完成工事高及びサービス売上高に過去の補修費の支出割合を乗じた額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

完成工事高の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(6) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

**(表示方法の変更)**

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度から適用し、連結注記表に(会計上の見積りに関する注記)を記載しております。

### (会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

たな卸資産（販売用不動産） 637,957千円

当社グループでは、主に自社で保有する新築分譲住宅、分譲用宅地及び中古不動産で構成される販売用不動産について、その正味売却可能額を算定するにあたり、個別物件ごとの販売予定価格と近隣相場の動向などを調査し、慎重に検討しております。

当該見積り及び仮定については、将来において、物件の個別性や不動産市況等の影響、また、一定期間保有し、時間が経過することによる価格の下落などの不確実性が高く、販売予定価格と正味売却可能額とに乖離が生じた場合、帳簿価額を正味売却可能額まで減額し、当該減少額を評価損として計上する可能性があります。

### (追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積りについて)

当社グループは、固定資産の減損会計等の会計上の見積りについて、当連結会計年度の連結計算書類作成時点までに入手可能な情報に基づき、経済状況は緩やかに回復に向かうものの、業績への影響は一定期間続くものと仮定し、会計上の見積りを行っております。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う影響は不確実性が高く、今後の感染拡大の影響により、会計上の見積りに影響を与える可能性があります。

### (連結貸借対照表に関する注記)

#### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

土地	138,360千円
投資有価証券	32,101千円
合計	170,461千円

担保に係る債務の金額

支払手形及び買掛金	105,104千円
短期借入金	300,000千円
1年内返済予定の長期借入金	50,400千円
長期借入金	148,800千円
合計	604,304千円

#### (2) 有形固定資産の減価償却累計額 329,634千円

#### (3) 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

**(連結株主資本等変動計算書に関する注記)****(1) 発行済株式の種類及び数**

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	4,060,360株	—	—	4,060,360株

**(2) 自己株式の種類及び数**

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	7,257株	—	—	7,257株

**(3) 配当に関する事項****① 配当金支払額**

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年6月20日 定時株主総会	普通株式	52,690千円	13.00円	2020年 3月31日	2020年 6月22日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの2021年6月19日開催の第48回定時株主総会において、次のとおり付議する予定であります。

(イ) 配当金の総額…………… 48,637千円

(ロ) 1株当たり配当額…………… 12円

(ハ) 基準日…………… 2021年3月31日

(ニ) 効力発生日…………… 2021年6月21日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

**(金融商品に関する注記)****1. 金融商品の状況に関する事項**

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行などの金融機関からの借入により資金調達を実施しております。なお、金融商品にかかるリスクを回避するため、原則として、投機的な取引は行わない方針であります。

営業債権である受取手形及び売掛金は、与信管理規程に従い、財務状況等の悪化などによる回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、株式であり、定期的に時価や発行先である上場企業の財務状況等を把握し、保有状況を定期的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

借入金の用途は、主に短期的な運転資金(短期)及び設備投資に必要な資金(長期)の調達を目的としたものであります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,326,293	1,326,293	—
(2) 受取手形及び売掛金	1,162,355	1,162,355	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	103,304	103,304	—
資産計	2,591,953	2,591,953	—
(1) 支払手形及び買掛金	782,128	782,128	—
(2) 短期借入金	510,000	510,000	—
(3) 未払法人税等	76,814	76,814	—
(4) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)	259,216	259,216	—
(5) 長期未払金	9,840	9,131	△708
負債計	1,637,998	1,637,289	△708

(注) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

### 資 産

#### (1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金

これらの時価については、すべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### (3)投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

### 負 債

#### (1)支払手形及び買掛金、(2)短期借入金、(3)未払法人税等

これらの時価については、すべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### (4)長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)

長期借入金は、変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額としております。

#### (5)長期未払金

長期未払金の時価は、それぞれの債務ごとにその将来キャッシュ・フローを支払期日までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

## (1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	921円05銭
1 株当たり当期純利益	59円28銭



## 損益計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
<b>売 上 高</b>		
完 成 工 事 高	5,690,123	
不 動 産 売 上 高	100,357	
サ ー ビ ス 売 上 高	1,097,760	<b>6,888,241</b>
<b>売 上 原 価</b>		
完 成 工 事 原 価	4,462,519	
不 動 産 売 上 原 価	92,281	
サ ー ビ ス 売 上 原 価	544,026	<b>5,098,826</b>
<b>売 上 総 利 益</b>		
完 成 工 事 総 利 益	1,227,604	
不 動 産 売 上 総 利 益	8,076	
サ ー ビ ス 売 上 総 利 益	553,734	<b>1,789,415</b>
<b>販売費及び一般管理費</b>		<b>1,640,463</b>
<b>営 業 利 益</b>		<b>148,951</b>
<b>営 業 外 収 益</b>		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	51,313	
経 営 指 導 料	20,640	
そ の 他	26,909	98,862
<b>営 業 外 費 用</b>		
支 払 利 息	10,084	
そ の 他	6,804	16,889
<b>経 常 利 益</b>		<b>230,924</b>
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>		<b>230,924</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	55,960	
法 人 税 等 調 整 額	5,804	61,764
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>169,159</b>

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					株主資本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			自己株式	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計			
当 期 首 残 高	186,072	145,813	145,813		145,813	
当 期 中 の 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当					—	
当 期 純 利 益					—	
株主資本以外の項目の 当期中の変動額 (純額)					—	
当期中の変動額合計	—	—	—		—	
当 期 末 残 高	186,072	145,813	145,813		145,813	
	株 主 資 本					株主資本 合 計
	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金			自己株式	
		その他利益剰余金		利 益 剰 余 金 合 計		
		別 途 積 立 金	繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	13,700	1,050,000	1,382,884	2,446,584	△1,883	2,776,585
当 期 中 の 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当			△52,690	△52,690		△52,690
当 期 純 利 益			169,159	169,159		169,159
株主資本以外の項目の 当期中の変動額 (純額)				—		—
当期中の変動額合計	—	—	116,469	116,469	—	116,469
当 期 末 残 高	13,700	1,050,000	1,499,353	2,563,053	△1,883	2,893,054
	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計		
	その他有価証券評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計				
当 期 首 残 高	33,640	33,640		2,810,226		
当 期 中 の 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当				—		
当 期 純 利 益				△52,690		
株主資本以外の項目の 当期中の変動額 (純額)	16,710	16,710		169,159		
当期中の変動額合計	16,710	16,710		16,710		
当 期 末 残 高	50,351	50,351		133,179		
				2,943,406		

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

##### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

販売用不動産……………個別法

原材料……………総平均法

未成工事支出金……………個別法

及び仕掛品

貯蔵品……………最終仕入原価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

建物及び構築物……………定額法

その他の有形固定資産……………定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10～38年

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

##### ② 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

#### (3) 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額を計上しております。

完成工事補償引当金……………完成工事及び住宅等サービスに係る瑕疵担保の費用等に備えるため、完成工事高及びサービス売上高に過去の補修費の支出割合を乗じた額を計上しております。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務（自己都合要支給額）及び年金資産に基づき計上しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

#### (5) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

### (表示方法の変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用し、個別注記表に(会計上の見積りに関する注記)を記載しております。

### (会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

販売用不動産 637,957千円

当社では、主に自社で保有する新築分譲住宅、分譲用宅地及び中古不動産で構成される販売用不動産について、その正味売却可能額を算定するにあたり、個別物件ごとの販売予定価格と近隣相場の動向などを調査し、慎重に検討しております。

当該見積り及び仮定については、将来において、物件の個別性や不動産市況等の影響、また、一定期間保有し、時間が経過することによる価格の下落などの不確実性が高く、販売予定価格と正味売却可能額とに乖離が生じた場合、帳簿価額を正味売却可能額まで減額し、当該減少額を評価損として計上する可能性があります。

### (追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積りについて)

当社は、固定資産の減損会計等の会計上の見積りについて、当事業年度の計算書類作成時点までに入手可能な情報に基づき、経済状況は緩やかに回復に向かうものの、業績への影響は一定期間続くものと仮定し、会計上の見積りを行っております。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う影響は不確実性が高く、今後の感染拡大の影響により、会計上の見積りに影響を与える可能性があります。

## 2. 貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### 担保に供している資産

土地	138,360千円
投資有価証券	32,101千円
合計	170,461千円

#### 担保に係る債務の金額

工事未払金	105,104千円
短期借入金	300,000千円
1年内返済予定の長期借入金	50,400千円
長期借入金	148,800千円
合計	604,304千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 243,962千円

(3) 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

### (4) 関係会社に対する金銭債権及び債務

短期金銭債権	1,554千円
短期金銭債務	420,186千円

### (5) 取締役及び監査役に対する金銭債務

金銭債務	9,840千円
------	---------

## 3. 損益計算書に関する注記

### 関係会社との取引高

#### 営業取引による取引高

売上高	26,815千円
仕入高	339千円
販売費及び一般管理費	20,694千円
営業取引以外の取引高	80,943千円

## 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数 普通株式

7,257株

## 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

## 繰延税金資産

貸倒引当金 186千円

賞与引当金 27,000千円

完成工事補償引当金 8,640千円

退職給付引当金 52,703千円

ゴルフ会員権 681千円

減損損失 6,898千円

たな卸資産評価損 3,988千円

その他 35,631千円

繰延税金資産 小計 135,729千円

評価性引当額 △18,226千円

繰延税金資産 合計 117,502千円

## 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金 △21,579千円

繰延税金負債 合計 △21,579千円

繰延税金資産の純額 95,923千円

## 6. リースにより使用する固定資産に関する注記

車両運搬具についてはリース契約により使用しております。

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	株式会社ビルワーク	直接100	役員兼任	資金の借入（注1）	—	短期借入金	420,000
				利息の支払（注1）	6,300	未払金	186
				経営指導料の受入（注2）	20,640	—	—
				建物の賃貸（注3）	3,975	—	—

取引金額には消費税等が含まれておりません。

（注）1. 資金の借入利率は市場金利を勘案して合理的に決定しており、担保の提供は行っておりません。

2. 経営指導料については、経営活動全般に関する指導、助言に対する対価として業務の内容を勘案し、決定しております。

3. 建物の賃貸については、近隣の取引実勢に基づいて賃貸料金額を決定しております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	726円21銭
1株当たり当期純利益	41円74銭

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

株式会社ニットー  
(商号 株式会社NITTOH)  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 浅井 明紀子 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 加納 俊平 ㊞  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ニットー(商号 株式会社NITTOH)の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ニットー(商号 株式会社NITTOH)及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 会計監査人の監査報告 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

株式会社ニットー  
(商号 株式会社NITTOH)  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 浅井 明紀子 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 加納 俊平 ㊞  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ニットー(商号 株式会社NITTOH)の2020年4月1日から2021年3月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第48期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月21日

株式会社N I T T O H 監査役会

常勤監査役 加藤 敬三 ㊟

監査役(社外監査役) 長谷川 敏也 ㊟

監査役(社外監査役) 矢崎 信也 ㊟

以上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主に対する利益配分を経営上の重要課題として認識しております。配当につきましては、継続的に安定した利益還元を実施することを基本とし、決定する方針を採っております。

当期の期末配当は、企業体質の強化と今後の事業展開に備えるための内部留保の充実等とあわせて、業績や財務内容及び経済動向、配当性向及び純資産配当率などを総合的に勘案し、下記のとおりといたしたいと存じます。

##### 期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金12円 総額 48,637,236円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2021年6月21日

#### 第2号議案 定款一部変更の件

##### 1. 提案の理由

- (1) 当社は、これまで監査役会設置会社によって、取締役会の監督機能の強化を図ってまいりました。今般、取締役会の監督機能を一層強化し、コーポレートガバナンス体制のさらなる充実を図ることを目的として、監査等委員会設置会社に移行することといたしたく存じます。これに伴い、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 取締役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって法令に定める範囲内で取締役の責任を一部免除することができる旨の規定を新設するものであります。また、2015年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、責任限定契約を締結することができる取締役の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役との間で責任限定契約を締結することができるようにするため、変更案第27条を新設するものであります。なお、これらの規定の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

(3) 資本政策及び配当政策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議によって行うことができるよう、変更案第33条及び第34条を新設し、あわせて変更案第33条の一部と内容が重複する現行定款第7条を削除するものであります。

(4) その他、上記の各変更に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

なお、本議案における定款変更は、本総会終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条 (条文省略)</p> <p>(<u>自己の株式の取得</u>)</p> <p>第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条～第11条 (条文省略)</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削 除)</p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>第7条～第10条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第16条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役、監査役、取締役会及び監査役会 (取締役及び監査役の員数)</p> <p>第17条 当社の取締役は10名以内、監査役は4名以内とする。 (新設)</p> <p>(取締役及び監査役の選任)</p> <p>第18条 当社の取締役及び監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (新設)</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>(取締役及び監査役の任期)</p> <p>第19条 当社の取締役の任期は、選任後2年以内に、監査役の任期は、選任後4年以内に、それぞれ終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設)</p> <p>2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第15条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (員数)</p> <p>第16条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は10名以内とする。 2 当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</p> <p>(選任)</p> <p>第17条 当社の取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 2 前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役を区別して行う。 3 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第18条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 当社の監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (削除)</p>

現行定款	変更案
<p>3 任期の満了前に退任した<u>監査役</u>の補欠として選任された<u>監査役</u>の任期は、退任した<u>監査役</u>の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役)  第20条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>(役付取締役)  第21条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を定めることができる。</u></p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)  第23条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各<u>監査役</u>に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役会及び<u>監査役</u>全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>3 任期の満了前に退任した<u>監査等委員</u>である<u>取締役</u>の補欠として選任された<u>監査等委員</u>である<u>取締役</u>の任期は、退任した<u>監査等委員</u>である<u>取締役</u>の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役)  第19条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、代表取締役を選定する。</p> <p>(役付取締役)  第20条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、<u>取締役社長1名を選定し、その他取締役会が必要と認める役付取締役を選定することができる。</u></p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)  第22条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(<u>取締役への重要な業務執行の決定の委任</u>)  第24条 取締役会は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p>

現行定款	変更案
(常勤の監査役)	(削 除)
<p>第25条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	
(監査役会の招集通知)	(削 除)
<p>第26条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	
<p>2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	
(社外監査役との責任限定契約)	(削 除)
<p>第27条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	
(報酬等)	(報酬等)
<p>第28条 <u>取締役及び監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>第25条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役を区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>第29条 (条文省略)</p>	<p>第26条 (現行どおり)</p>
(新 設)	(取締役の責任免除)
	<p>第27条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p>	<p>2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>第5章 監査等委員会 (常勤の監査等委員)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第28条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会の招集通知)</p>
	<p>第29条 <u>監査等委員会の招集の通知は、会日の3日前までに各監査等委員に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>第5章 会計監査人 (会計監査人の選任)</p>	<p>第6章 会計監査人 (選任)</p>
<p>第30条 (条文省略)</p>	<p>第30条 (現行どおり)</p>
<p>(会計監査人の任期)</p>	<p>(任期)</p>
<p>第31条 (条文省略)</p>	<p>第31条 (現行どおり)</p>
<p>第6章 計 算</p>	<p>第7章 計 算</p>
<p>第32条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第33条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p>	<p>第32条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p>(中間配当)</p> <p>第34条 <u>当社は取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第35条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第33条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第34条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>2 <u>当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p> <p>3 <u>前2項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>第35条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第48回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第27条の定めるところによる。</p>

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、現在の取締役全員（5名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）5名の選任をお願いいたしたく存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	なかのひでき 中野英樹 (1963年4月5日生)	1988年4月 鹿島建設株式会社入社 1997年9月 当社入社 1998年6月 当社取締役管理部長 2001年6月 当社常務取締役 2004年6月 当社代表取締役社長（現任） 経営統括（現任）  (重要な兼職の状況) 株式会社ビルワーク 代表取締役社長	56,000株
2	いとうとしろう 伊藤寿朗 (1967年3月30日生)	1990年3月 杉浦会計事務所（現 葵総合税理士法人）入所 1996年8月 当社入社 2003年5月 当社経理部長 2006年6月 当社取締役経理部長 経理、財務、IR、法務担当 2010年9月 当社取締役総務部長兼経理部長 総務、経理、財務、IR、法務担当（現任） 2014年4月 当社取締役経理部長（現任）	14,000株
3	すずむらかずや 鈴木和也 (1971年9月29日生)	1995年4月 名古屋牛乳株式会社入社 1995年12月 当社入社 2002年3月 当社名古屋営業所長 2006年7月 当社名古屋事業部長 2008年3月 当社建築事業部春日井営業所長兼岡崎営業所長 2010年4月 当社東海事業部副部長兼三河営業所長 2013年6月 当社取締役東海事業部副部長兼三河営業所長 2015年3月 当社取締役建設事業部長 2020年5月 当社取締役建設事業部長兼住宅メンテナンス事業部長（現任）	8,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	あさのあきと 浅野章人 (1964年11月11日生)	1988年4月 豊橋商工信用組合入組 1991年4月 当社入社 2007年4月 当社三河事業部豊橋営業所長 2007年7月 当社名古屋事業部三河営業所長 2010年4月 当社企画開発室課長 2011年4月 当社営業推進課課長 2015年3月 当社営業推進部長 2017年10月 当社総務部長兼営業推進部長 2020年6月 当社取締役総務部長兼営業推進部長(現任)	—
5	こばやしゆうじ 小林祐司 (1970年8月8日生)	1993年4月 糸重株式会社入社 1995年1月 当社入社 2002年3月 当社法人営業部設備課課長 2015年3月 当社法人事業部設備課課長 2018年4月 当社設備事業部長兼東海統括課課長 2019年4月 当社設備事業部長 2020年6月 当社取締役設備事業部長(現任)	2,900株

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 取締役候補者の選任理由について

中野英樹氏、伊藤寿朗氏、鈴木和也氏、浅野章人氏及び小林祐司氏は、すでに取締役として各担当職務において、豊富な業務経験を有しており、職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き、取締役候補者といたしました。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたく存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	上野茂 (1956年8月29日生) (新任)	1981年4月 株式会社東海銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行 2009年11月 株式会社ティーファス入社 2010年6月 株式会社ティーファスパートナーズ取締役営業部長就任 2015年10月 株式会社ティーファス執行役員経営企画部長 2017年6月 同社取締役上席執行役員経営企画部長就任 2018年6月 同社取締役常務執行役員経営企画部長就任 2019年6月 テクノエフアンドシー株式会社常勤監査役就任	—
2	長谷川敏也 (1960年1月5日生)	1986年3月 公認会計士登録 1986年5月 税理士登録 2006年8月 葵総合税理士法人丸の内事務所（現税理士法人アズール）代表社員就任（現任） 2011年6月 当社監査役就任（現任）	—
3	矢崎信也 (1966年9月11日生)	1996年4月 弁護士登録 加藤・村瀬合同法律事務所入所 1999年11月 村瀬・矢崎綜合法律事務所開設（現ひのき綜合法律事務所）パートナー（現任） 2003年7月 株式会社ナ・デックス社外監査役就任 2004年6月 株式会社ソー社外監査役就任（現任） 2012年4月 愛知県弁護士会副会長 2015年6月 当社監査役就任（現任） 2020年12月 株式会社サカイホールディングス社外取締役就任（現任）	—

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 長谷川敏也氏及び矢崎信也氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。  
当社は長谷川敏也氏を株式会社名古屋証券取引所の規則に定める独立役員として同取引所に届け出ており、同氏の選任が承認された場合には、引き続き、独立役員とする予定であります。
3. 長谷川敏也氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要  
同氏は現在、当社の社外監査役であり、公認会計士・税理士としての豊富な経験と専門的見地により、その職務を果たしています。また、当社の事業内容に精通しており、今後も独立した立場で監査等委員である社外取締役としての役割を適切に遂行することができるものと判断しております。なお、同氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって10年となります。
4. 矢崎信也氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要  
同氏は現在、当社の社外監査役であり、弁護士として法令についての豊富な経験と専門的見地及び当社以外での社外監査役としての実績もあり、その職務を果たしています。また、当社の事業内容に精通しており、今後も独立した立場で監査等委員である社外取締役としての役割を適切に遂行することができるものと判断しております。なお、同氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって6年となります。
5. 監査等委員である社外取締役との責任限定契約については、責任限定契約の締結を予定しております。  
なお、その契約の内容の概要は次のとおりであります。
  - ① 監査等委員である社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
  - ② 上記の責任限定が認められるのは、監査等委員である社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

## 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社は、取締役の報酬等の額について、1998年9月1日開催の臨時株主総会において、年額100,000千円以内とご承認いただき、今日に至っております。

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたしますので、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社に移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬等の額を年額200,000千円以内とすること、及び各取締役に対する具体的な金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

なお、当社の取締役の報酬の額は、当社の企業規模、財務内容、外部環境などに照らし、報酬枠として必要かつ合理的な内容となっており、相当であると判断しております。また、この報酬等の額には、賞与及び使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたします。

現在の取締役は5名ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役の員数は5名となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

## 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員である取締役の報酬等の額を年額100,000千円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的な金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

なお、当社の監査等委員である取締役の報酬の額は、その職責、当社の企業規模、財務内容、外部環境などに照らし、報酬枠として必要かつ合理的な内容となっており、相当であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

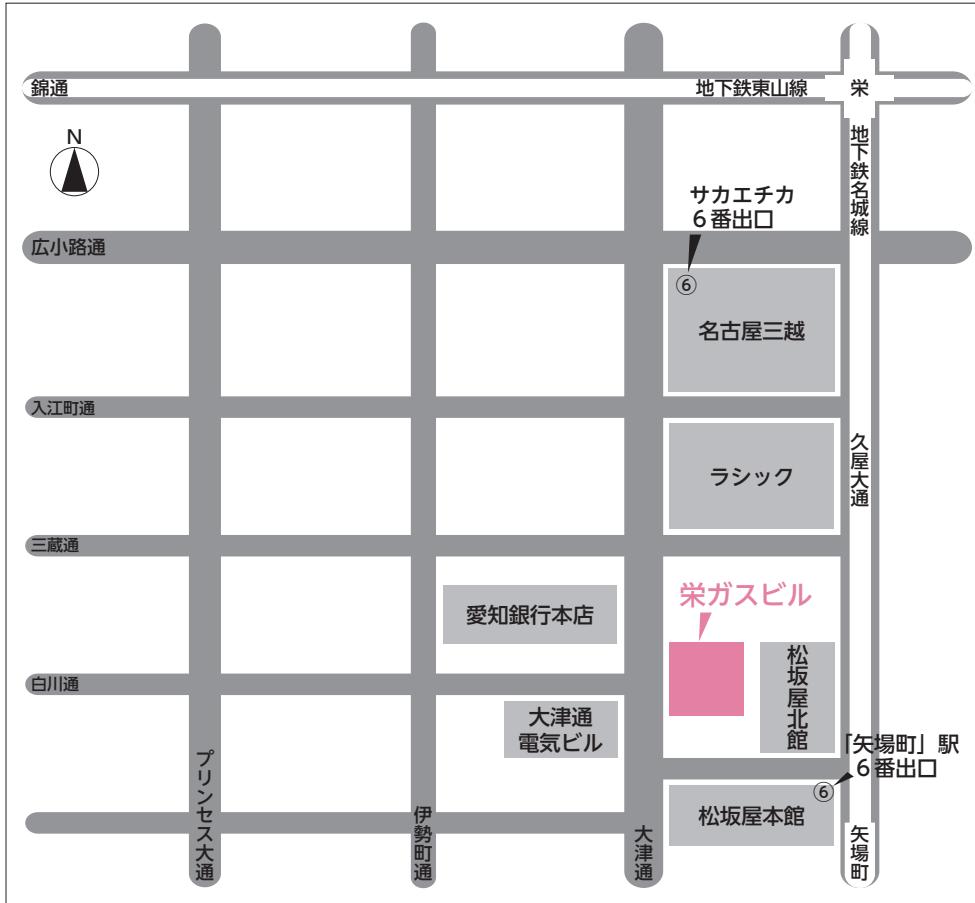
以 上





# 株主総会会場のご案内図

会 場 名古屋市中区栄三丁目15番33号  
栄ガスビル 5階 キングルーム



## 交通

地下鉄東山線・名城線「栄」駅下車 名古屋三越 北側  
サカエチカ 6番出口より徒歩5分

地下鉄名城線「矢場町」駅下車 松坂屋北館 西側  
「矢場町」駅 6番出口より徒歩2分

(注) 駐車場は手狭のため、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

